

＝宿泊約款＝



(令和6年3月20日改訂)

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする顧客は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当ホテルが前条の申し込みを承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により、当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び、当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当ホテルは、以下の各号の一つにでも該当するときは、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが不可能なとき。
- (9) 千葉県旅館業法施行条例第16条の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、過去に第6条2項に該当し、当ホテルから違約金の支払請求を受けたにもかかわらず、別表第2に掲げるところの違約金の支払いを行わなかったとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

1. 当ホテルは、以下の各号の一つにでも該当するときは、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、当ホテル従業員へ暴言暴力をふるう、当ホテル従業員を長時間拘束する、または当ホテル従業員の業務の妨げとなる行為をする等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 宿泊客が次の(イ)から(ハ)に該当すると認められるとき。
 - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または次の(イ)から(ニ)のような合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (イ) 当ホテルで提供していないサービスの提供
 - (ロ) 法令や公序良俗に反するサービスの提供
 - (ハ) 正当な理由のない契約後の値引き要求
 - (ニ) 正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まれない食事等の提供
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
千葉県旅館業法施行条例第16条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (9) 宿泊の申し込みをした者が、転売等の自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、原則として午後3時から翌日正午までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

注) 顧客が宿泊契約の申し込みのとき、当ホテルが利用時間を別途定めた場合には、その利用時間が優先するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過1時間までは、 室料相当額の10%	(2) 超過3時間までは、 室料相当額の30%	(3) 午後3時以降は、 室料相当額の100%
----------------------------	----------------------------	----------------------------

注) 顧客が宿泊契約の申し込みのとき、当ホテルが追加料金を別途定めた場合には、その追加料金が優先するものとします。

3. 連続して3日間以上宿泊する場合には、宿泊客の希望の有無にかかわらず室内の清掃を実施する場合があります。

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間はパンフレット、ホームページ、各所の掲示等でご案内いたします。

- (1) 門限：なし
- (2) フロントサービス：24時間
- (3) エクスチェンジサービス：24時間

2. 当ホテル内の各施設の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
4. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
5. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
6. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
7. 宿泊客が契約した宿泊人数を超えて客室を使用した場合は、適正な宿泊料金を別途申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

1. 宿泊客が当ホテルのフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、貴重品及び現金については、当ホテルが、その種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、宿泊客から予め種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着したときは、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品で貴重品と認められるものが当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後貴重品と認められるものについては最寄りの警察署へ届け、その他の物品については当ホテルにて処分させていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品が、食品、濡れた衣類、タオル等衛生上保管が困難な場合等には、当ホテルは、前2項の定めによらず、翌日処分いたします。
4. 第1項及び第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、第2項の場合にあつては前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
2. 当ホテルではお客様の車輛をお預かりし、駐車場に収納するサービスは行っておりません。
3. 当ホテルではお客様の車輛の鍵をお預かりすることはできません。
4. 当ホテルの正面玄関の車寄せは、送迎、荷下ろし等の一時的な停車のために利用することはできますが、駐車場としての利用はできません。

(宿泊客の責任)

第18条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
2. 禁煙室に於いて、明らかに喫煙（葉タバコ・電子タバコ）及び吸い殻等の持ち込みが認められた場合、特別清掃料金及び客室損害補償料金を別途申し受けます。
3. 宿泊客が使用した香水やお香等により、翌日以降の販売が困難であると当ホテルが判断した場合、特別清掃料金及び客室損害補償料金を別途申し受けます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項、及び第12条第1項関係)

内 訳			
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	①基本サービス（室料）	②サービス料（①×10%）
	追加料金	③飲食料及びその他の利用料金	④サービス料（③×10%）
	税金	①～④×税金	

※ 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受け		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%	なし	なし
団体	15～99名まで	100%	80%	20%	10%	なし
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

注)1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

注)2 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については違約金はいただきません。

注)3 顧客が宿泊契約の申し込みのとき、当ホテルが違約金を別途定めた場合には、その違約金が優先するものとします。

注)4 追加料金（飲食料及びその他の利用料金）については、実費を収受します。

= ご利用規則 =



(令和6年3月20日改訂)

ご利用規則

ホテル ザ・マンハッタンでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくために、当ホテル宿泊約款第 10 条に基づき、下記の通り利用規則を定めておりますので、これをお守りくださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 7 条により、ご宿泊契約及びこれに関連する契約を解除させていただく場合がございます。又、この規則をお守りにならないことによって生じた事故につきましては、当ホテルは責任を負いかねます。又、当ホテルが被った損害のご負担をいただく場合もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 客室ご利用について

- (1) 客室を宿泊以外の目的でご利用されることは固くお断りいたします。
- (2) 宿泊登録者以外の方のご宿泊は固くお断りいたします。
- (3) お部屋にご到着されましたら、入口ドア裏側の掲示板で避難経路及び非常口の位置をご確認くださいようお願いいたします。
- (4) 滞在中、特にご就寝の際には必ずドアロックをご確認ください。
- (5) 客室及び廊下等ホテル内でのアイロン及び暖房用、炊事用等の火気のご使用は固くお断りいたします（但し、ホテル貸与のものについては充分ご注意の上ご利用ください）。
- (6) 火災になりやすい場所（特にベット）での喫煙はご遠慮ください。
- (7) ドアをノックされたときは、不用意に開扉なさらずに、ドアスコープ等でご確認ください。又、不審者と思われる場合は、至急フロントまでご連絡ください。
- (8) みだりに外来客を客室内に招き、諸設備及び諸物品を使用させないでください。特に午後 10 時以降の外来客の客室の入室はご遠慮いただき、ご面会はロビーをご利用ください。
- (9) 館内及び客室内の備品を所定の場所からみだりに移動させないでください。又、ホテルの許可なく客室内に造作、改造を施さないでください。
- (10) 当ホテルからのコンプリメンタリー以外の諸物品のお持ち帰りはご遠慮ください。
- (11) 禁煙ルームでの喫煙（葉タバコ・電子タバコ）及び吸い殻等の持ち込みは、固くお断りいたします。
- (12) 客室内での髪染め（染色・脱色）は、固くお断りいたします。

2. 部屋のカードキー

- (1) 滞在中お部屋からお出かけの際は客室のカードキーをお持ちになり、施錠をご確認ください（当ホテルは自動施錠になっております）。
- (2) ホテル内のレストラン、ラウンジ等をご署名によってご利用なさる場合は、お部屋のカードキーをご呈示ください。

3. お支払い等

- (1) 会計はご出発の際にフロントにてお願いいたします。なお、滞在中でも都合により会計をお願いする場合がありますので、その場合は都度お支払ください。
- (2) 買い物代、切符代、タクシー代、荷物送料等（着払い）の立て替えは、原則としてお断りさせていただきます。
- (3) 客室内の電話をご利用の際は、施設使用料が加算されますのでご了承ください（なお、施設使用料：固定電話 20% 国際電話 10%が掛かります）。
- (4) 到着時にお預かり金、あるいはクレジットカードのプリントを申し受けることがございますので、予めご了承ください。
- (5) 法定の税金の他、サービス料として 10%加算させていただいておりますので、お心付け等は辞退いたします。

4. 貴重品

滞在中の現金、貴金属、その他貴重品の保管については、室内に備え付けの小型金庫をご利用ください。なお、フロント内にも貸金庫をご用意いたしております。ご利用いただく、万一紛失・盗難等が発生した場合には当ホテルではその責任を負いかねます。なお、美術品、骨董品、毛皮、楽器等の品物はお預かりいたしません。

5. お預かり物

お預かり物の保管期間は特に指定のない限り、お預け日より以下の通りとさせていただきます。保管期間を経過したお預かり物はお引き取りの意思がないものとして、法規にしたがって手続きをとらせていただきます。又、生ものや生き物等はお預かりいたしかねますので、予めご了承ください。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) フロント及びクロークでのお預かり・・・ | } 1ヶ月間 |
| (2) 荷物保管倉庫でのお預かり・・・・・・・・ | |
| (3) ランドリーにご依頼の洗濯物・・・・・・・・ | |

6. 遺失物

ホテル内での遺失物及び傘立てに放置された傘等の処理に関しては、一定期間当ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。なお、お忘れ物の発送にかかる費用につきましては、お客様のご負担とさせていただきます。

7. 館内に以下のようなものをお持込みにならないでください。

- (1) 動物、鳥等のペット（但し、介助犬は除く）
- (2) 悪臭及び強い臭いを発する物（香水・お香を含む）
- (3) 常識的な量を超える物品
- (4) 法により所持を禁止されている銃砲、刀剣、覚醒剤、麻薬の類
- (5) 火薬、揮発油、その他発火、又は引火性の物

8. 館内では以下のような行為はご遠慮ください。

- (1) 浴衣、バスマローブ、スリッパ、水着等のままで客室から外出すること。
- (2) 声高放歌及び暴力行為その他で、他のお客様に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼすような行為。
- (3) 賭博や公序良俗に反する行為。
- (4) 当ホテルの許可なく他のお客様に広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘を行うこと。
- (5) 当ホテルの客室内や敷地内で、当ホテルの許可なく営業上の目的で写真やビデオ・DVD等あらゆる機器による撮影及び録音を行うこと。また、私的に撮影及び録音されたものであっても、当ホテルの許可なく営業上の目的でインターネット上に掲載する行為等、又は各種SNSを使用したライブ配信行為等を行うこと。
- (6) 当ホテル内で撮影された写真又は動画を、出版、売買、複製、転写、配給及びその他方法の如何にかかわらず営業目的に利用すること。
- (7) 緊急事態、あるいはやむを得ない事情を除き、当ホテルの非常階段、屋上、機械室等に立入ること。

9. 暴力団、暴力団員、反社会的団体及び反社会的団員並びに公共の秩序に反するおそれがある場合について

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテル利用はご遠慮いただきます（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします）。
- (2) 反社会的団体及び反社会的団員（過激団体及びその構成員）の当ホテル利用はご遠慮いただきます（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします）。
- (3) 当ホテルもしくは当ホテルの従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテルのご利用をご遠慮いただきます。又、過去に同様な行為をされた方についても当ホテルのご利用をご遠慮いただきます。
- (4) 当ホテルを利用する方が心神耗弱、薬品等による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼすおそれがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
- (5) その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。
- (6) 当ホテルでは、保安の目的で監視カメラを設置しています。当該監視カメラによって撮影した画像や映像は当ホテル規定に則り、厳重に管理した上で一定期間経過後に消去いたします。

10. その他

- (1) 当ホテル館内外の設備、備品、その他の物品を損傷、汚染あるいは紛失させた場合、費用をご負担いただきます。
- (2) 未成年者の宿泊は、保護者の許可ない限り、お断りいたします。未成年者のみの宿泊に際しては、親権者様の同意書の提出をお願いしております。又、同伴者の未成年者が他のお客様に迷惑を及ぼさないようにご配慮のほどお願いいたします。

- (3) 当ホテルの許可なく館内へ飲食物を持ち込んだり、当ホテル外に飲食物を注文し館内に配送することはお断りいたします。
- (4) 駐車場のご利用については、施設の利用規則に従っていただきます。
- (5) 他のお客様や第三者、当ホテル、当ホテル関連会社、当ホテル従業員の著作権、商標権その他知的財産権、財産権、営業秘密、プライバシー、肖像権もしくはその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為はなさないでください。
- (6) 当ホテルでは、保安の目的で監視カメラを設置しています。当該監視カメラによって撮影した画像や映像は当ホテル規定に則り、厳重に管理した上で一定期間経過後に消去いたします。